

青森市所有の建築物又は市有地への太陽光発電設備の導入可能性調査検討業務
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は、本市が保有する建築物（敷地を含む。）における太陽光発電設備の導入可能性について調査・検討を行うものである。

2 業務概要

(1) 業務名

青森市所有の建築物又は市有地への太陽光発電設備の導入可能性調査検討業務

(2) 業務内容

青森市所有の建築物又は市有地への太陽光発電設備の導入可能性調査検討業務仕様書のとおり（以下「仕様書」という。）

(3) 業務契約期間

仕様書のとおり

(4) 業務に係る提案額上限

9,504,242 円（消費税及び地方消費税を含む）以内

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加出来る者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 事業所の所在地における市町村税を滞納していないものであること。
- (2) 青森市暴力団排除条例（平成 23 年青森市条例第 33 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 国及び地方公共団体からの指名停止措置期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- (5) 参加申込書提出日において、社会法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産手続き開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続きの開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされた者でないこと。
- (6) 過去5年間に類似・関連業務の受注実績を2件以上有する者であること。

4 質問と回答

業務内容及び選定方法に関する質問等については、次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和7年8月8日（金）から8月19日（火）17時00分まで

(2) 提出先 「13 問い合わせ及び各種書類の提出先」に同じ

(3) 質問方法

受付期間中に質問票(様式3)に質問事項を記載のうえ、電子メールで提出すること。
(電子メールで提出の旨、電話で連絡すること。)

その際の件名は、【青森市所有の建築物又は市有地への太陽光発電設備の導入可能性調査検討業務に関する質問】とすること。※電話など口頭による質問は一切受け付けない。

(4) 回答方法

令和7年8月22日(金)正午までに電子メールで回答する。なお、質問及び回答については、参加申込みをした事業者と期限までに質問した事業者に同一内容を送付するものとし、質問者名は非公開とする。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

5 公募型プロポーザルへの参加申込

(1) 提出書類

- ア 参加申込書 兼 誓約書(様式1) 1部
- イ 法人の概要が分かる資料(会社案内等) 1部
- ウ 法人税、消費税および地方消費税について未納の税額が無いことの証明書(発行日から3カ月以内のもの) 1部
- エ 事業所の所在地における市町村民税について未納の税額が無いことの証明書(発行日から3カ月以内のもの) 1部

(2) 提出期限 令和7年8月27日(水)17時00分(必着)

(3) 提出方法 持参又は郵送(送付記録が残る方法で郵送すること。
※持参の場合は土日、祝日を除く8時30分から17時00分まで)

(4) 提出先 「13 問い合わせ及び各種書類の提出先」に同じ

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書(任意様式、A4判片面カラー印刷) 正本1部 副本2部
※提案書に記載する内容は、すべて本業務における実施義務事項とみなすため、実施義務事項としてではなく参考として記載する場合には【参考】と明示すること。又、副本を提出する場合は、企画提案者が推測されないよう、法人又は共同事業体の名称を明記しないこと。
- イ 業務実績調書(様式4) 1部
 - ① 過去5年間に、国・地方公共団体又は民間事業者との間で契約・履行した主な類似・関連業務実績について2件以上記載すること。
 - ② 記載した契約に関する仕様書の写し及び実績報告書を作成している場合

にはその写しを添付すること。

ウ 見積書(任意様式)

1部

(2) 企画提案書の構成

企画提案書(様式6)のとおり

(3) 提出期限 令和7年8月27日(水)17時00分(必着)

(4) 提出方法 持参又は郵送(送付記録が残る方法で郵送すること。)

※持参の場合は土日、祝日を除く8時30分から17時00分まで

(5) 提出先 「13 問い合わせ及び各種書類の提出先」に同じ

7 公募型プロポーザル参加辞退

(1) 参加申込書(様式1または2)の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するときは、公募型プロポーザル参加辞退届(様式5)を提出しなければならない。

(2) 提出期限 令和7年8月27日(水)17時00分(必着)

(3) 提出方法 持参又は郵送(送付記録が残る方法で郵送すること。)

(4) 提出先 「13 問い合わせ及び各種書類の提出先」に同じ

(5) 参加辞退届の提出があった場合も、既に提出された一切の書類は返却しない。

8 候補者の決定

(1) 審査委員会の設置

候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、「青森市所有の建築物又は市有地への太陽光発電設備の導入可能性調査検討業務に係るプロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(2) 審査方法

候補者の選定にあたっては、審査委員会が企画提案内容、類似業務実績等を総合的に判断し決定する。

(3) 選定基準

選定基準については、別紙「評価基準」のとおりとする。

(4) 選定結果

ア 選定結果については、選定審査終了後、市ホームページにて公表する。

イ 審査内容及び選定結果に対する問い合わせには応じないものとし、選定結果に対するいかなる異議申し立ても受付けないものとする。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合。

イ 提出期限までに書類が提出されなかった場合。

ウ 提出書類に不足があった場合。

エ 本要領に定めた参加資格要件を満たしていない場合。

オ 提出書類の内容が仕様書と合致していない場合。

カ 審査委員会の委員に対して、直接間接問わず接触を求め、または接触した場合。

キ 見積金額が提案上限額を上回った場合。

ク その他、この実施要領に違反したと認められる場合。

9 契約事項

(1) 候補者と企画提案書等について協議

ア 地方自治法第234条に定める随意契約の方法によって契約を締結するものとする。ただし、当該協議が不調の時は、「8の(2)」による順位が高いものから順に契約締結の協議を行う。

イ 協議の内容によっては提案内容の一部を変更することができる。

(2) 企画提案の内容については、本業務を実施する際に市と協議の結果、変更する場合がある。

(3) 本業務による成果品の著作権等は原則的に青森市に帰属するものとし、青森市は本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

10 その他留意事項

(1) 企画提案書等の作成・提出、契約締結の協議に係る費用は、全て企画提案者の負担とする。

(2) 企画の提案は、1法人(又は1共同事業体)につき1提案までとする。

(3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 提出された企画提案書等は返却しない。

(5) 提案内容については、見積金額以内ですべて実施できることを確約したものとみなす。

11 スケジュール

本事業は別表のスケジュールで行う。

12 公募要領の配布

公募要領及び各種様式は市ホームページからダウンロードすること。

13 問い合わせ及び各種書類の提出先

青森市環境部環境政策課

担当:技師 瀧口 智之

電話:017-718-1178

メール:kankyo-seisaku@city.aomori.aomori.jp